

平成27年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

- ・平成27年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は、認可保育所や小規模保育事業等の多様な保育施設の整備・拡充や、きめ細かい相談支援サービスなどに取り組んだ結果、**8人**となりました。
- ・**保育所等利用申請者数は過去最大の57,526人**となりました。**保育所等の利用児童数は54,992人で、4,444人増加**しました。なお、**ご希望通りの保育所等を利用できていない方は2,534人**いらっしゃり、**昨年同時期と比較して150人**増えました。
- ・地域の状況をより詳細に分析し、既存の資源を最大限活用するとともに、必要な施設・事業の整備を進めていきます。
- ・保留児童数が増え続けていることや、地域間で利用状況の差が顕著になっていることを踏まえ、課題解決に向けた検討を**副市長プロジェクト**で進めてまいります。

1 待機児童数等の状況

(1) 待機児童数

(単位：人)

区分	25年4月	26年4月	27年4月	27年-26年
就学前児童数	190,106	188,540	187,595	▲ 945
保育所等利用申請者数(A)※	48,818	52,932	57,526	4,594
利用児童数(B)※	47,072	50,548	54,992	4,444
保留児童数(C) = (A) - (B)	1,746	2,384	2,534	150
横浜保育室等入所数(D)	877	1,140	926	▲ 214
横浜保育室	716	863	678	▲ 185
川崎認定保育園			12	12
家庭的保育事業	84	107		▲ 107
幼稚園預かり保育	3	19	22	3
事業所内保育施設	22	44	43	▲ 1
年度限定型保育事業		18	53	35
一時保育等	52	89	118	29
育休関係(E)(*1)	203	281	334	53
主に自宅で求職活動されている方(F)(*2)	100	210	332	122
特定保育所等のみの申込者など(G)(*3)	566	733	934	201
待機児童数(H) = (C) - [(D)+(E)+(F)+(G)]	0	20	8	▲ 12

※平成27年4月から保育所・幼保連携型認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。

(*) 補足説明

- *1 育休関係：4月1日に育休を取得されている方
- *2 主に自宅で求職活動されている方：ご自身等でお子さんをみながら、インターネットなどを利用し、在宅で職を探している方
- *3 特定保育所等のみの申込者など：1か所しか申し込んでいない方、2か所以上申し込んだ方で内定した保育施設があるにもかかわらず、第1希望等の保育施設しか利用を望んでいない方、申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにも関わらず利用を希望されない方 など

(2) 年齢別の待機児童数及び保留児童数の状況

待機児童8人は、すべて0歳児から2歳児の低年齢児となっています。
保留児童は低年齢児が全体の9割以上を占めています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
待機児童数	3人	4人	1人	-	-	-	8人
	37.5%	50.0%	12.5%	-	-	-	100.0%
保留児童数	452人	1,321人	559人	144人	39人	19人	2,534人
	17.8%	52.1%	22.1%	5.7%	1.5%	0.7%	100.0%

(3) 選考基準別の待機児童数の状況

待機児童数では、Eランクが4人、Hランクが3人、Dランクが1人となっています。

	A	B	C	D	E	F	G	H	計
27年4月	-	-	-	1人	4人	-	-	3人	8人
	-	-	-	12.5%	50.0%	-	-	37.5%	100.0%

(4) 北部3区における保育所等の利用状況

港北区、神奈川区、鶴見区の北部3区では、就学前児童数の増加を背景に、利用申請者数が定員を大幅に上回っているため、定員増や定員を超えた受け入れを行ってもなお不足する状況となり、多くの保留児童数が生じる要因となっています。

(単位 実数：人)

	就学前児童数 (A)		保育所等定員 (B)		利用申請者数 (C)	差引 (C-B)	利用者数 (D)		保留児童数 (E)		待機児童数
	増減率	定員増 27-26	定員増 27-26	実施率 (D/B)			保留率 (E/C)				
港北区	18,825	2.3%	5,792	450	6,295	503	5,847	100.9%	448	7.1%	3
神奈川区	11,641	1.5%	3,567	329	3,928	361	3,611	101.2%	317	8.1%	0
鶴見区	16,343	0.4%	5,091	509	5,416	325	5,130	100.8%	286	5.3%	3
市全体	187,595	-0.5%	55,938	4,716	57,543	1,605	55,008	98.3%	2,534	4.4%	8

2 26年度の取組

(1) 認可保育所等の整備・拡充

企業等の参入促進及び市有地等の活用による保育所の整備・改修や、横浜保育室から認可保育所への移行支援等により、認可保育所及び認定こども園の定員増は3,514人となりました。

■ 設置主体別の保育所数

27年4月1日開所と、26年度途中開所の計56か所のうち、26か所が企業で、27年4月1日現在、累計565か所のうち201か所が企業となっています。

【設置主体別保育所数】（市立保育所（86か所）を除く）

	社会福祉 法人	企業 ※	学校 法人	NPO 法人	一般財団 法人	宗教 法人	医療 法人	個人	合計
27年4月1日開所	16	23	3	9	0	0	1	0	52
26年度途中開所	—	3	—	1	—	—	—	—	4
27年4月1日累計	303	201	11	28	6	7	1	8	565

※企業は、株式会社・有限会社を指します（株式会社だけは、27年4月1日で190か所）。

■ 認定こども園*の整備

子ども・子育て支援新制度のもと、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進し、新たに5か所（188人）を認可・認定しました。

* 定員は下表2号認定及び3号認定の子どもが対象です。

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども （2号認定を除く）	認定こども園、幼稚園(※)
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業等

※幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園があります。

(2) 低年齢児対策

■ 小規模保育事業の推進

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、新規認定をはじめ横浜市家庭的保育事業、横浜保育室、家庭保育福祉員及び26年度実施の小規模保育モデル事業からの移行を支援してきたことにより、小規模保育事業の定員は86か所1,213人となりました。

	新規整備	移 行				合計
		横浜市家庭的 保育事業	横浜保育室	家庭保育 福祉員	小規模保育 モデル事業	合計
27年4月開所	32か所	36か所	8か所	2か所	8か所	86か所
	516人	390人	147人	18人	142人	1,213人

■ 新設保育所の4・5歳児室を活用した年度限定型保育の実施

開所後2年程度の新設保育所の4・5歳児枠は、新規入所を希望される方が少なく定員に空きが生じています。「新設園4・5歳児室を活用した年度限定型保育事業」は、この空きスペースを活用し、保育所に入所できなかった1・2歳児を受け入れています。平成27年度から「2年度限定型」の利用が可能になり、27年4月1日現在、1歳児48人、2歳児12人の児童が利用しています。

(3) 幼稚園預かり保育の拡充

小規模保育事業との連携を推進するとともに、多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園預かり保育の実施支援を行い、新たに14園320人の受入枠を拡大しました。実施園数は全体の6割に達しています。

(4) 川崎市との待機児童に関する連携協定の締結

横浜市と川崎市が待機児童対策のさらなる促進に資することを目的として、「待機児童対策に関する連携協定」を締結しました。

これに基づき、27年4月から両市民が横浜保育室と川崎認定保育園を相互利用する場合、保育料の軽減補助を受けられるようになりました。

(5) 保育コンシェルジュ*による相談支援

保育コンシェルジュは、保育ニーズと保育サービス等を適切に結びつけることを目的に、保育を希望する保護者の方の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービス等について情報を提供しています。

現在は各区のこども家庭支援課に1～3人、合計27人配置しています。

* 平成27年度から「保育・教育コンシェルジュ」に名称を変更しました。

(6) 保育士の確保

■ 保育士就職支援講座・就職面接会

保育施設の増加に伴って保育士が必要になっています。そのため、横浜市私立保育園園長会・ハローワーク等関係団体と連携しながら、潜在保育士を対象とした「保育士就職支援講座」（4回）、「就職面接会」（5回）をそれぞれ開催し、99人（第4回面接会までの実績）の方が採用に結び付けました。

■ 保育士宿舍借り上げ支援事業

保育所等を運営する民間事業者が保育士の確保や離職防止のために保育士用の宿舍を借り上げる際、市が必要な経費の助成を行う「保育士宿舍借り上げ支援事業」を実施し、88法人からの申請があり、531戸分の交付決定をしました。

■ 保育士・保育所支援センターの共同運営

26年4月から神奈川県及び政令市等による「保育士・保育所支援センター」の共同運営が始まりました。保育士の就職相談・あっせん等を行い、市内保育施設に92人の方が採用となりました。

■ その他

市内保育施設等で従事されている保育士資格を有しない方で、保育士試験を受験して資格取得を目指す方を支援するために、資格試験直前対策講座を開催しました。

下水道事業用地を活用した保育施設の開所について

環境創造局と連携し、下水道事業用地2か所で10年間限定認可保育所を開所しました。



港北水再生センター（港北区大倉山）



北部第一水再生センター（鶴見区元宮）

3 認可保育所等の年齢別の定員外入所・定員割れの状況

認可保育所及び幼保連携型認定こども園 667 園のうち、314 園（2,433 人）で定員外入所を実施している一方、272 園（1,947 人）で定員割れが生じています。

新設保育所の4・5歳児枠については、新規入所を希望される方がほとんどなく、2歳、3歳の在籍児童が進級後には埋まる枠であるため、開所後2年間は、定員割れの算定から除いています。

		定員外入所数			定員割れ人数		
		26年4月 (A)	27年4月 (B)	差引 (B-A)	26年4月 (A)	27年4月 (B)	差引 (B-A)
施設数		291園	314園	23園	248園	272園	24園
人数		2,546人	2,433人	▲113人	2,011人	1,947人	▲64人
内 訳	乳児(0～1歳)	562人	556人	▲6人	564人	510人	▲54人
	幼児(2～5歳)	1,984人	1,877人	▲107人	1,447人	1,437人	▲10人

(市外のお子さんも含む。新設保育所の4・5歳児枠については、算定から除く。)

4 27年度の取組

これまで保育所をはじめ受入枠の拡大を図るハードの整備と、多様なサービスを十分に活用するためのソフトの対応の両面から取り組んできた結果、待機児童の解消に大きな効果をあげることができましたが、新たな課題が顕在化しています。

- 市全体では、就学前児童数は減少しているものの、定員増を上回る勢いで利用申請者数が増え続けており、保留児童数増加の大きな要因となっています。
- 地域単位では、保育ニーズや人口動態の地域差が顕著になってきており、特に就学前児童数が増え、保育所整備が必要な地域において、活用できる用地の確保が難しくなっています。
- 首都圏で保育士の不足が深刻化しており、その確保対策が急務となっています。

こうした課題に対し、区役所を中心に地域の状況を詳細に分析したうえで、必要な地域での整備を進めていきます。

併せて、上記課題について全庁的に議論するための「待機児童対策副市長プロジェクト会議」を設置し、待機児童ゼロを継続するための方策を検討します。

引き続き利用希望者お一人おひとりの状況に見合った適切な保育サービスを提供できるよう、子育て支援策の充実に取り組んでいきます。

(1) 受入枠の拡大

大規模な宅地開発などにより就学前児童数が増加している地域では、整備が進まない、または、整備が追いつかないため、保留児童数が増えています。こうした地域を「整備が望ましい地域」に指定し、重点的に認可保育所や小規模保育事業等を整備し、市全体で3,337人の受入枠拡大を図ります。

取 組		27 年度事業計画
I 保育所等の新設等による定員増		
	認可保育所整備	1, 9 1 5 人
	幼保連携型認定こども園の整備	2 0 0 人
	小規模保育整備事業	5 4 7 人
	横浜保育室の認可移行支援	4 4 9 人
II その他の取組		
	家庭的保育事業	1 3 人
	地域型事業所内保育	5 人
	私立幼稚園預かり保育の拡充	2 0 8 人
合 計		3, 3 3 7 人

(2) 既存資源の活用

子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、以下の既存資源を活用していくことで、多様化する保育ニーズにきめ細かく対応していきます。

- 子ども・子育て支援新制度で制度化された小規模保育事業と積極的に連携を図るため、幼稚園の預かり保育を充実していきます。
- 開所後2年以内の新設保育所では、4・5歳の新規入所者が極端に少ないため、このスペースを活用し、保育所に入所できなかった1・2歳児を、1年度限定型及び2年度限定型保育にて受け入れます。併せて、新設保育所以外で定員に空きがある保育所の有効活用も進めていきます。
- 保育・教育コンサルジュによるきめ細かい保育サービスの相談を行い、認可保育所の代替保育サービス（横浜保育室、一時保育、乳幼児一時預かり等）を案内するとともに、広報も積極的に進めていきます。

(3) 川崎市との保育所等の共同整備

横浜市と川崎市の「待機児童対策に関する連携協定」に基づき、市境周辺において両市民が利用できる保育所を整備することが決まり、平成28年4月の開所に向け準備を進めていきます。

所 在 地：川崎市幸区南幸町 3-149-3

開所予定日：平成 28 年 4 月 1 日

定 員：90 人（横浜市と川崎市で定員配分）

(4) 保育士の確保

近年、首都圏では保育士不足が深刻化しており、保育士の確保は大きな課題となっています。このため、27年度は保育士確保のための以下の取組を進めます。

- 潜在保育士や養成校卒業予定者など対象を幅広く捉え、就職支援講座・就職面接会を開催するとともに、宿舍借上げ支援や資格取得支援など国の補助事業も積極的に活用します。
- 26年度に引き続き、「保育士・保育所支援センター」において、保育士の就職相談・あっせん等の支援と、市内保育施設の人材確保策の推進を図ります。
- 27年1月に策定された「保育士確保プラン」には、「保育士試験の2回実施の推進」といった新たな取組もメニュー化されています。県とも連携しながらこのプランにあるメニューを活用していきます。

参考資料 1

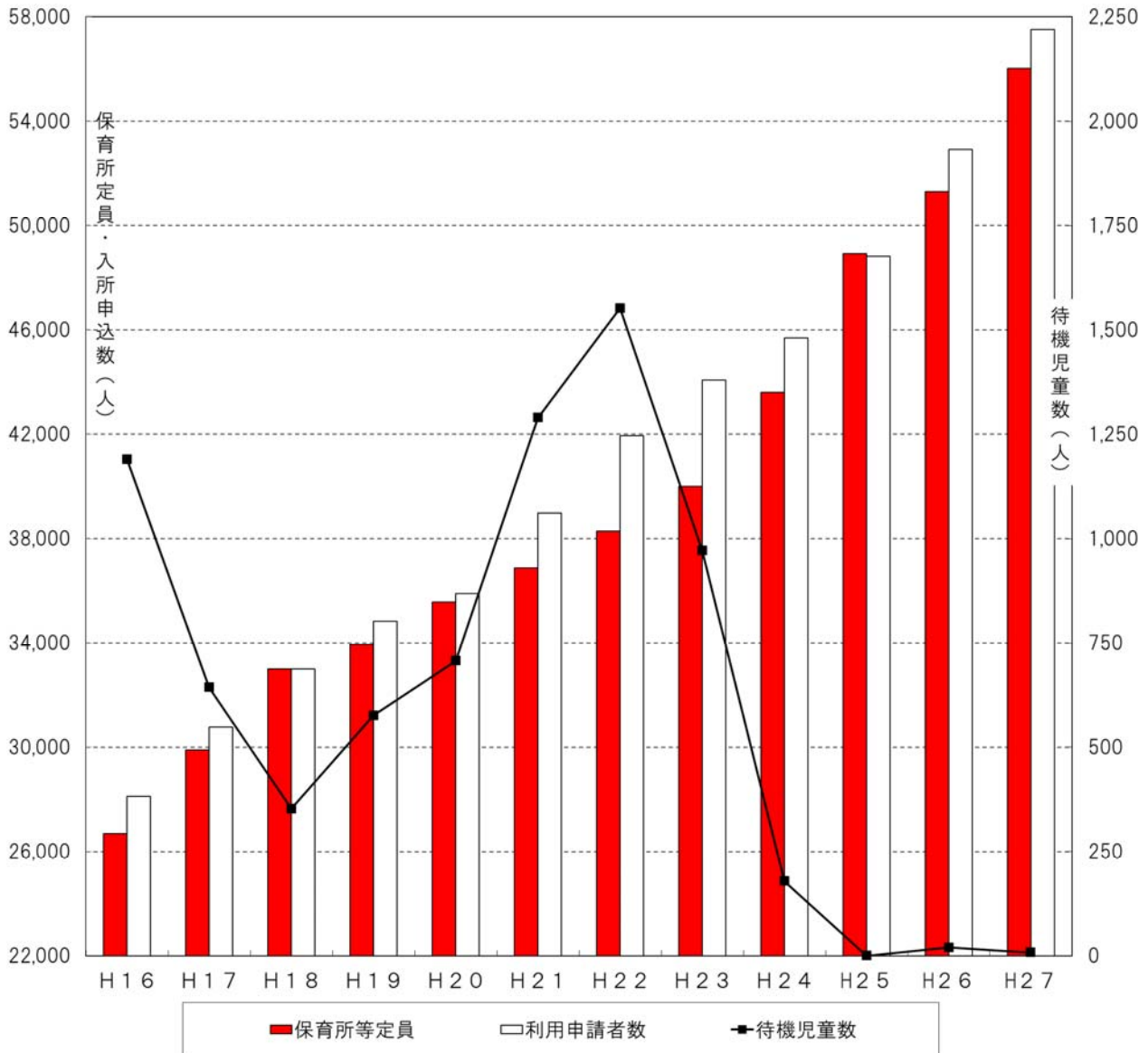
平成 27 年度 区別保育所等の待機状況 —平成 26 年度との比較—

区 名	平成26年4月1日現在						平成27年4月1日現在					
	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)
鶴見	16,278	51	4,582	4,632	336	6	16,343	66	5,091	5,130	286	3
神奈川	11,467	36	3,238	3,279	272	3	11,641	48	3,567	3,611	317	0
西	4,774	15	1,033	937	100	0	4,824	23	1,265	1,148	115	0
中	6,575	23	1,680	1,696	70	0	6,605	32	1,886	1,881	76	0
南	8,264	29	2,320	2,331	84	0	8,263	34	2,380	2,404	113	0
港南	10,057	38	3,249	3,305	105	0	9,775	48	3,473	3,505	86	0
保土ヶ谷	8,966	31	2,714	2,608	104	0	8,994	41	3,013	2,859	67	0
旭	11,763	36	2,995	2,953	98	0	11,459	49	3,328	3,294	103	0
磯子	7,936	24	2,076	2,053	113	3	8,033	33	2,287	2,254	148	0
金沢	9,166	37	2,896	2,772	37	0	8,956	42	2,979	2,937	31	0
港北	18,397	62	5,342	5,274	382	3	18,825	79	5,792	5,847	448	3
緑	9,671	36	2,897	2,870	91	0	9,649	48	3,225	3,069	60	0
青葉	16,333	48	3,809	3,570	190	5	16,289	60	4,197	3,933	305	2
都筑	14,051	39	3,358	3,315	86	0	13,844	54	3,731	3,580	82	0
戸塚	14,929	46	3,909	3,913	131	0	14,681	58	4,216	4,226	174	0
栄	5,938	14	1,301	1,314	47	0	5,752	20	1,454	1,390	52	0
泉	7,668	27	2,470	2,387	75	0	7,493	33	2,544	2,450	42	0
瀬谷	6,307	19	1,437	1,339	63	0	6,169	29	1,594	1,474	29	0
合計	188,540	611	51,306	50,548	2,384	20	187,595	797	56,022	54,992	2,534	8

※平成27年4月から保育所・幼保連携型認定こども園のほか、地域型保育(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育)を含む。

参考資料 2

待機児童数等の推移



	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
保育所等施設数	289	327	368	383	402	420	436	459	507	580	611	797
保育所等定員	26,689	29,888	32,994	33,944	35,582	36,871	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306	56,022
就学前児童数 (A)	201,626	200,022	198,183	196,763	195,898	194,638	193,584	192,861	191,770	190,106	188,540	187,595
利用申請者数 (B)	28,112	31,253	33,387	35,466	36,573	39,948	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932	57,526
申請率 (B/A)	13.9%	15.6%	16.8%	18.0%	18.7%	20.5%	21.7%	22.9%	23.8%	25.7%	28.1%	30.7%
利用児童数	26,306	29,264	31,971	33,442	34,249	36,652	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548	54,992
待機児童数	1,190	643	353	576	707	1,290	1,552	971	179	0	20	8

※平成27年4月から保育所・幼保連携型認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。

参考資料 3

平成 26 年度 保育所待機児童解消への取組結果

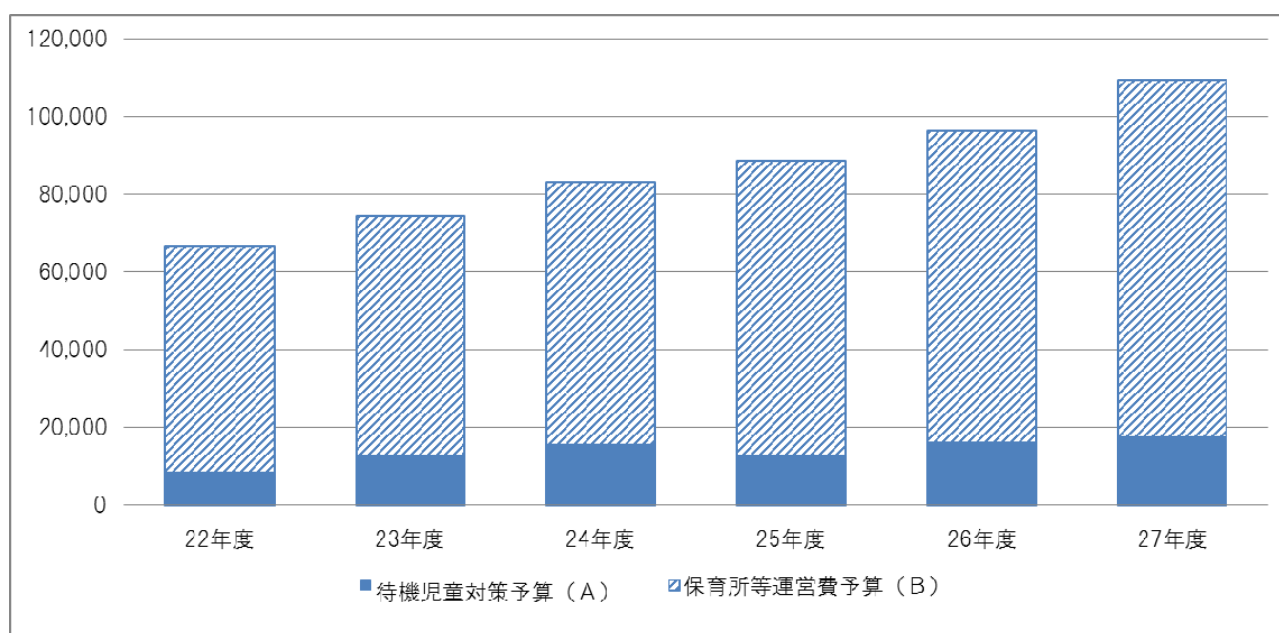
平成 26 年度は、**3,756 人分**の受入枠拡大の取組を行いました。

取 組		26年度の取組成果（受入枠の拡大）		
		予算	結果【増減】	新規 （▲廃止）
I 保育所の新設等による定員増				
	認可保育所整備等	2,584人	3,326人	31か所 (4月2日以降開所 4か所)
	認定こども園	420人	188人	5か所
	小規模保育事業	326人	1,213人	86か所
	横浜保育室	—	▲970人	▲27か所 (保育所・小規模保 育へ移行)
	家庭的保育事業	6人	▲45人	7人 (▲36人ほか小規 模保育へ移行)
	NPOなどを活用した 家庭的保育事業	27人	▲378人	14か所 (▲44人ほか小規 模保育へ移行)
	小 計	3,363人	3,334人	—
II 既存保育資源の有効活用				
	市立保育所の更なる活用	170人	18人	
	認可保育所の更なる活用		44人	
			※うち定員外26人	
	私立幼稚園預かり保育の拡充	168人	320人	14か所
	小 計	338人	382人	—
III 多様な働き方への対応				
一時預かりの拡充				
	乳幼児一時預かり	15人	15人	1か所
	親と子のつどいの広場を 活用した一時預かり	9人	12人	4か所
事業所内保育施設の設置促進				
	地域型事業所内保育	—	4人	1か所
	保育士専用事業所内保育	9人	9人	1か所
	小 計	33人	40人	—
合 計		3,734人	3,756人	
保育コンシェルジュの配置		18区27人	18区27人	

参考資料 4

平成 22 年度から 27 年度の待機児童関連予算の変遷

- ・ 5 年間で、一般会計予算に占める待機児童対策予算（保育所等運営費を含む）は、4.9 パーセントから 7.3 パーセントへ、2.4 ポイント拡大。



(単位：百万円)

年度 (当初予算額)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
待機児童対策予算 (A)	8,466	12,841	15,727	12,540	16,265	17,411
保育所等運営費予算 (B)	58,352	61,782	67,685	76,305	80,201	92,081
横浜市一般会計予算 (C)	1,360,351	1,389,914	1,409,708	1,398,557	1,418,208	1,495,465
(A+B) / (C)	4.9%	5.4%	5.9%	6.4%	6.8%	7.3%

※25年度予算 (A) の中に、横浜保育室認可移行支援の経費を含めています。

※25年度予算 (C) は、土地開発公社負担金を除いたもので、25年2月補正予算分は含めていません。

※27年度予算 (A) (B) は、保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）の経費を含めています。

参考資料 5

利用調整の優先順位

(基準の考え方)		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※ 1 「その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
ランク	父・母が保育できない理由、状況	
A	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。
	病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。
	障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	親族の介護	臥床者・重度心身障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合。
	災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。
B	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。
	障害	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。
C	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。
	病気・けが	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。
	親族の介護	病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が困難な場合。
D	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。
E	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。
	病気・けが	通院加療を行い、月16日以上かつ1週16時間以上の安静が必要で保育が困難な場合。
	障害	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。
	通学	就職に必要な技能習得のために1日4時間以上かつ月16日以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。
F	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上28時間未満の労働に内定している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。
	親族の介護	病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週16時間以上28時間未満保育が困難な場合。
G	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上28時間未満の労働に内定している。
	産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。
H	求職中	求職中。
I	市外在住	横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。
※1	その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。

お問合せ先

待機児童対策の取組全般に関すること

こども青少年局保育対策課長 渋谷 昭子 Tel 045-671-3955

保育所等の施設整備に関すること

こども青少年局こども施設整備課長 松本 貴行 Tel 045-671-2376

保育所の運営等に関すること

こども青少年局保育・教育運営課長 竹田 良雄 Tel 045-671-2365